

# 新しい「人権教育推進プラン」



今日、人権に関する課題は多様化・複雑化し、これに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が急務となっています。さらには、差別を解消し、人権の確立を目指す法整備が進められる中、国及び地方公共団体による教育の取組は一層強く求められています。このような社会状況を踏まえ、これまでの取組の成果を継承・発展させるため、奈良県教育委員会では、平成30(2018)年度、「人権教育推進プラン」の改定を行いました。

## 人権教育を進める基本的な

### 3つの視点

人権が日常の暮らしに根付くためには、学校、家庭、地域などの様々な場において、あらゆる人を対象に人権教育の取組を具体的に進めることが大切です。そこで、本「推進プラン」においては、人権が尊重される学校や社会をイメージして取組を進めることができるよう、その具体像を右のように3つの視点でまとめました。

#### 自己実現 の視点

一人一人の自由や権利が保障され、すべての人が自らを大切な存在として捉え、自らの可能性を最大限に発揮できているか

#### 共生 の視点

すべての人が一人一人のちがいを豊かさとし、他者を大切な存在として捉えることができているか

#### 人間関係づくり の視点

一人一人が互いを大切な存在として捉えた「つながり」を築けているか、その「つながり」をより深いものにできているか

## 人権教育を推進する上での課題

一人一人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付けること、その意識を態度や行動に表せること、さらには、すべての人の人権が尊重される社会を実現することなどを目指し、人権教育をより一層充実させることが求められます。本「推進プラン」では、人権教育を進める上での今日的な課題を次のように整理しました。

人権に対する意識の日常化

人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養

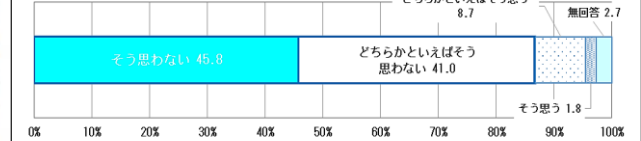
人権に照らした学習活動の充実

自尊感情の醸成と集団づくり

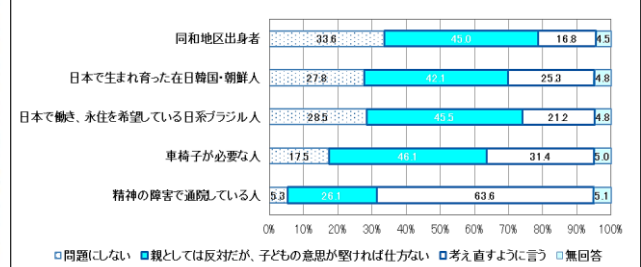
実践行動につながる人権学習の創造

「地域に学ぶ」取組の推進

人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係ない  
どちらかといえばそう思う 8.7



子どもの結婚相手が次のような人であった場合どのような態度をとるか



(人権に関する県民意識調査 平成30(2018)年 奈良県)

多くの人が人権問題を自分に関わりのあるものとして捉えている一方で、子どもの結婚相手が上記のような場合、否定的に回答した人の割合は、いずれも60%を超えている。

### 一人一人の暮らしの現実から 教育課題を捉えること

これまでの取組においては、家庭訪問や地域に足を運ぶことから人々の思いや願いに寄り添う活動を大切にしてきました。それは、目の前の子どもの姿や地域社会における人々の暮らしの現実をその背景まで捉え、教育課題を見だし、問題の解決を図ろうとする具体的な教育実践でした。

### すべての子どもの教育を受ける権利・ すべての人の学ぶ権利を保障すること

戦後における被差別部落の児童生徒の長期欠席・不就学問題を解決する取組は、「教育の機会均等」を具体的に実現するものでした。その後、この取組は基礎学力の充実や奨学金制度の整備などにもつながっていきました。また、そうした営みは、被差別部落の児童生徒だけでなく、障害のある子や外国につながる子など、すべての子どもの教育を保障する取組の充実へと広がっていきました。さらに、識字学級や夜間中学の取組は、差別や貧困、障害や戦争などの理由により文字を習得できなかった人々の学ぶ権利を保障してきました。これらの取組は、「教育を受けること自体が人権」という認識を具現化したものとして捉えることができます。

### これまでの取組において大切にされてきたこと

本県においては、人権問題の解決と人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、人権教育の取組が進められてきました。その中では、ここにあげられたようなことが大切にされてきました。

### 学習を暮らしと結び、人権問題の解決と 民主的な社会の実現を目指すこと

人権学習の実施に当たっては、日々の暮らしの中に深く入り込んでいる差別や人権侵害を温存し助長しているものの見方・考え方と向き合うことを通して、「他人事」として終わらせない取組とすることが重要です。

これまでの取組においては、家族の仕事や地域の人々の労働について聞き取る活動を取り入れたり、「地区別懇談会」において地域の課題をテーマとしたり、職場における慣習を見直すための研修を設定したりといった様々な工夫を取り入れるなどして、学習を暮らしと結ぶことを大切にしてきました。

### 一人一人を生かす「集団づくり」を進めること

これまで取り組まれてきた「集団づくり」においては、一人一人を大切な存在として捉え、集団の中で個を生かし、「なかま」として生きる自覚をもった集団として共に高まることを大切にしてきました。そこでは、とりわけ、疎外され、抑圧されかねない立場にある人が他者とつながり、生き生きと暮らせているかを検証しながら教育課題を明らかにし、一人一人が互いの人権を尊重し協力する関係づくりを進めてきました。それは、集団に属する人々が互いに心を通わせながら願いや悩みを出し合い、克服すべき課題の解決を図る取組でした。

本「推進プラン」においては、教職員・保育者、社会教育関係者による人権教育の取組がより一層具体的に進められるよう、「人権教育の推進についての基本方針」の留意点に沿って、7つの取組を示しています。

- ① 一人一人が大切にされる「場」づくり
- ② 教育の機会均等の保障
- ③ 「人」について、「権利」についての学習
- ④ 様々な人権問題についての学習
- ⑤ 出会いから対話・交流、そして互いの理解へ
- ⑥ 生涯にわたる学習を通じた包摂の社会づくり
- ⑦ 資料等の充実、学校・家庭・地域の連携

## 7つの取組

人権教育を進める

